

新	旧
<p>はじめに</p> <p>看護基礎教育の充実に向け、看護教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。看護教員の養成においては、専任教員や教務主任の要件の1つとなっている看護教員に関する講習会が重要な役割を果たしている。本ガイドラインは、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の平準化と向上を目指して作成されたものである。</p> <p><u>ガイドライン検討の経緯としては、「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」(平成20年7月)及び「看護の質の向上と確保に関する検討会」中間とりまとめ(平成21年3月)において示された看護教員にかかる課題と方策について具体的に検討するため、平成21年5月より「今後の看護教員のあり方に関する検討会」が開催され、平成22年2月に報告書がとりまとめられたところである。看護教員養成講習会については、その質の確保・向上のため、教育目標、教育内容、受講者や講習会の評価を含めたガイドラインを早急に作成することが必要であるとされた。</u></p> <p>そこで、旧看護課看護研修研究センターにおいて、看護教員養成にかかる教育課程と運営の考え方について検討を重ね、また平成21年度厚生労働科学研究費補助金による分担研究「『看護教員養成講習会』における看護教員養成の現状と課題」の成果も踏まえ、専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドラインを作成した。</p> <p><u>平成23年度以降、厚生労働省が認定する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会は、「看護教員に関する講習会の実施要領について」(平成22年4月5日医政局長通知、平成25年2月22日一部改正)において、本ガイドラインに沿って実施するものとされている。</u></p>	<p>はじめに</p> <p>看護基礎教育の充実に向け、看護教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。看護教員の養成においては、専任教員や教務主任の要件の1つとなっている看護教員に関する講習会が重要な役割を果たしている。本ガイドラインは、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の平準化と向上を目指して作成されたものである。</p> <p><u>〈ガイドライン検討の経緯〉</u></p> <p>「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」(平成20年7月)及び「看護の質の向上と確保に関する検討会」中間とりまとめ(平成21年3月)において示された看護教員にかかる課題と方策について具体的に検討するため、平成21年5月より「今後の看護教員のあり方に関する検討会」が開催され、平成22年2月に報告書がとりまとめられたところである。看護教員養成講習会については、その質の確保・向上のため、教育目標、教育内容、<u>受講修了基準</u>、<u>受講者や講習会の評価を含めたガイドライン</u>を早急に作成することが必要であるとされた。</p> <p>そこで、<u>昭和52年より看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を重ねてきた看護課看護研修研究センター</u>において、看護教員養成にかかる教育課程と運営の考え方について検討を重ね、また平成21年度厚生労働科学研究費補助金による分担研究「『看護教員養成講習会』における看護教員養成の現状と課題」の成果も踏まえ、専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドラインを作成した。</p> <p><u>〈ガイドラインの構成と使い方〉</u></p> <p>本ガイドラインは、都道府県等が厚生労働省の認を受けた専任教員等養成講習会を実施する際に「看護教員に関する講習会の実施要領について」(局長通知)に加えて、必要となる事項を記載している。</p> <p><u>専任教員養成講習会と教務主任養成講習会について、それぞれ基本的考え方、教育課程、運営の考え方、講習計画、運営の評価について示している。専任教員養成講習会の教育内容については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により平成21年度より実施されてい</u></p>

また、専任教員養成講習会については、職務を離れて受講することが難しい等の課題から、平成23年度に「eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会」を開催し、効果的な実施方法や適用科目等を検討した。この報告書を踏まえ、平成25年度から専任教員養成講習会の一部科目にeラーニングを導入するため、本ガイドラインを一部改正した。

第1部 専任教員養成講習会

I～II (略)

III 専任教員養成講習会における運営の考え方

看護教員養成の意義、位置づけに示した看護教育者としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係職員が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

また、一部科目にeラーニングを活用する場合には、種々の配慮が必要である。

1. 運営するための組織体制

1) (1) (略)

(2) 教育担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

○ (略)

○ (略)

○教育担当者は専任で1名以上とすることが望ましい。なお、eラーニングを活用する場合は、eラーニング関連業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

【運営会議】

○企画、および運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では、教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習の方法や内

る教育内容を教授するために必要な内容となっている（平成23年度より適用）。

平成22年度の講習会は、本ガイドラインを参考として実施されたい。また、平成23年度以降は本ガイドラインに準拠した実施となるよう期待している。

第1部 専任教員養成講習会

I～II (略)

III 専任教員養成講習会における運営の考え方

看護教員養成の意義、位置づけに示した看護教育者としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係職員が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

1. 運営するための組織体制

1) (1) (略)

(2) 教育担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

○ (略)

○ (略)

○教育担当者は専任で1名以上とすることが望ましい。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

【運営会議】

○企画、および運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では、教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習の方法や内

容について具体的に検討を行う。修了にあたっては企画・運営の評価も行う。

【講師会】 (略)

【受講生の選抜に関する会議】

○受講生の選抜については、選抜に係る会議を設け、選抜の目的、基準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県が定める。

【修了認定に係る会議】 (略)

2. 開催・運営の実際

1) (1) 開催方法の工夫 (担当：都道府県看護行政担当部署)

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新人等教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県は専任教員養成講習会を計画的に実施し、教員としての基礎的能力を備えた新人教員を育成する必要がある。

○ (略)

○講師の確保が困難である場合や、交通の利便性等専任教員養成講習会の開催に関わる都道府県の実情を勘案し、eラーニングの活用をする。

(2) 当該年度の企画

受講生からみた「質の高い講習会」とは、多様性がある豊かな学習体験を通して、専任教員としての自己の能力の高まりが実感できる講習会である。そのため、専任教員として必要な教育の内容と方法を中心にして、幅の広い学習経験ができるように講習会の教育計画と運営を企画する必要がある。

① (略)

② 教育計画

○ (略)

○ 講習会の目的・目標、期間、授業科目とその内容および担当講師、教育実習計画、授業進度表、評価計画等に関する事項を検討する。

・ (略)

・ (略)

・ eラーニングを活用する場合は、活用する授業科目と科目ごと

容について具体的に検討を行う。終了にあたっては企画・運営の評価も行う。

【講師会】 (略)

【受講生の選抜に関する会議】

○選抜を行う場合は選抜に係る会議を設け、選抜の目的、基準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県が定める。

【修了認定に係る会議】 (略)

2. 開催・運営の実際

1) (1) 開催方法の工夫 (担当：都道府県看護行政担当部署)

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新人教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県は専任教員養成講習会を計画的に実施し、教員としての基礎的能力を備えた新人教員を育成する必要がある。

○ (略)

(2) 当該年度の企画

受講生からみた「質の高い講習会」とは、多様性がある豊かな学習体験を通して、専任教員としての自己の能力の発達が実感できる講習会である。そのため、専任教員として必要な教育の内容と方法を中心にして、幅の広い学習経験ができるように講習会の教育計画と運営を企画する必要がある。

① (略)

② 教育計画

○ (略)

○ 講習会の目的・目標、期間、授業科目とその内容および担当講師、教育実習計画、授業進度表、評価計画に関する事項を検討する。

・ (略)

・ (略)

の受講期間を設定する。

・ (略)

・ (略)

③ (略)

2) (1) ~ (3) (略)

(4) 科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。

○各科目の授業時間数の2/3以上の出席の確認

○eラーニングを活用する場合は、各受講生のコンテンツの視聴状況を確認

○ (略)

(5) (略)

(6) eラーニングを活用する場合

eラーニング運営団体と、受講生の登録等の調整業務を行う。

また、演習に必要な講義を聴講し理解したうえで、演習を運営する際のマネジメントを行う必要がある。このため、eラーニングを活用する場合には、授業科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に、関連するeラーニング適用科目の授業内容を理解してもらうために十分に説明を行う等、調整を図る必要がある。

さらに、eラーニングと集合研修を並行して実施する場合には、集合研修の際にeラーニングの進捗状況等を確認し、視聴が進んでいない場合には視聴を推奨する。

一方、eラーニングが終了してから関連科目の集合研修が実施される場合、集合研修に入る前の期間は、受講生は他の受講生との交流を持ちにくく、理論と実践の連動をしにくい環境にあることから、その解決策として、多様な視点からの意見交換の場を持つ等、学習コミュニティの育成を支援することが必要である。

3) (1)

○担当者が知っておくべき主な事項

・ (略)

・ (略)

③ (略)

2) (1) ~ (3) (略)

(4) 科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。

○各科目の授業時間数の2/3以上の出席を確認

○ (略)

(5) (略)

3) (1)

○担当者が知っておくべきこと

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導要領
- ・看護師等養成所の運営に関する手引き
- ・看護基礎教育課程の教育内容の構造
- ・看護教育制度および日本の高等教育制度と関連法規
- ・看護及び看護基礎教育、医療に関わる検討会報告書

・eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書

- ・講習会のカリキュラムを編成するための知識

(2)～(4) (略)

4) 講習会において講師に期待するもの (担当者が講師に説明する)

(1)～(4) (略)

3. 修了認定の考え方

1) (1)・(2) (略)

(3) eラーニングを活用する科目については、単位認定までをeラーニング運営団体が行うので、その結果を確認する。

(4) (略)

(5) (略)

2) 修了認定

(1)・(2) (略)

(3) なお、eラーニングを活用する科目については、運営団体からの単位認定の情報を確認すること。

(以下略)

IV 講習計画、運営の評価

1) 1)～3) (略)

4) eラーニングを活用した場合、活用科目や受講期間の設定等の評価

(以下略)

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導要領
- ・看護師等養成所の運営に関する手引き
- ・看護基礎教育課程の教育内容の構造
- ・看護教育制度および日本の高等教育制度と関連法規
- ・看護及び看護基礎教育、医療に関わる検討会報告書
- ・看護及び看護基礎教育に関わる各種統計

- ・講習会のカリキュラムを編成するための知識

(2)～(4) (略)

4) 講習会における講師に期待するもの (担当者が講師に説明する)

(1)～(4) (略)

3. 修了認定の考え方

1) (1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2) 講習の修了認定

(1)・(2) (略)

IV 講習計画、運営の評価

1) 1)～3) (略)

2 (略)

第2部 (略)

2 (略)

第2部 (略)